

# 離婚届 記入例

※協議離婚の記入例です。裁判離婚の場合は異なりますのでお問い合わせください。  
 ※一方または双方が外国人の場合はお問い合わせください。

届出日を記入してください。

現在住民登録をしている住所を記入してください。

婚姻中の本籍を記入してください。

・実父母の氏名を記入してください。  
 ・父母が婚姻中の場合は母の氏は不要です。  
 ※すでに亡くなっている場合でも記入が必要です。

・夫婦の間に未成年（20歳未満）の子がいる場合は、夫、妻のいずれかに親権を定め記入してください。  
 ・親権の訂正は、夫と妻両方の訂正印が必要です。

別居前の世帯の仕事を選んで、該当する口に✓してください。

国勢調査の年のみ記入してください。

養父母がいる場合は、「その他」欄に養父母の氏名、続柄を記入し記入してください。  
 「夫の養父 茨城 竹男 養子  
 養母 松子」

婚姻中の氏名で、必ず本人が自署し、別々の印鑑で押印してください。

離婚届		受理 平成 年 月 日	発送 平成 年 月 日
平成26年 4月 1日届出		第 号	第 号
長 殿		送付 平成 年 月 日	長 印
		第 号	
		告知調査	戸籍記載
		記載調査	調査票
		別 居	住民票
		通知	
(1) 氏名	夫 <b>とね たろう</b>	妻 <b>とね はなこ</b>	
生年月日	昭和64年 1月 7日	平成元年 1月 8日	
住所	茨城県北相馬郡利根町 大字布川841番地 1号	茨城県水戸市笠原町 978番地 6号	
世帯主の氏名	とね たろう	とね はなこ	
本籍	茨城県北相馬郡利根町大字布川841番地 1号		
単頭者の氏名	利根 太郎		
父母の氏名 父母との続柄 (他の養父母は その他の欄に 書いてください)	夫の父 利根 一郎 続き柄 母 次子	妻の父 茨城 梅男 続き柄 母 ひばり 二女	
離婚の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 審判	<input type="checkbox"/> 和解 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 <input type="checkbox"/> 判決	年 月 日成立 年 月 日認諾 年 月 日確定
婚姻前の氏にもどる者の本籍	<input type="checkbox"/> 夫 茨城県水戸市笠原町978番地 6号	<input type="checkbox"/> もとの戸籍にもどるか、自分で新しい戸籍をつくる <input checked="" type="checkbox"/> 妻 茨城 花子	
未成年の子の氏名	夫が親権を行う子	妻が親権を行う子 <b>利根 かな</b>	
同居の期間	平成22年 1月 から 平成24年 11月 まで (同居を始めたとき)	(別居したとき)	
別居する前の住所	茨城県北相馬郡利根町大字布川841番地 1号		
別居する前の世帯のおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用労働者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用労働者世帯及び会社団体の役員の世界帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者がない世帯 (国勢調査の年…平成 年…の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)		
夫妻の職業	夫の職業	妻の職業	
その他			
届出人	夫 <b>利根 太郎</b>	妻 <b>利根 花子</b>	
署名押印			
連絡先	電話 090 (1234) 5678 自宅・勤務先[ ] 携帯		

・成人2人（以上）の証人が必要です。  
 ・必ず証人者本人が自署し、印鑑は各自別々のものを使用してください。  
 ・外国人が証人になる場合は、氏名は本国名、生年月日は西暦、本籍は国名を記入してください。押印の習慣のない国の人は署名のみで足りります。

証人 (協議離婚のときだけ必要です)			
署名押印	名 布川 国男		東京 太郎
生年月日	昭和40年 5月 5日		昭和50年 10月 10日
住所	茨城県北相馬郡利根町 大字布川100番地 1号		茨城県北相馬郡もえぎ野台 7丁目7番地 7号
本籍	茨城県北相馬郡利根町 大字布川100番地 1号		東京都新宿区西新宿 2丁目8番地 8号

・婚姻の際に氏が変わった人は、離婚により従前の氏に戻ります。  
 《上段》その方が、もとの戸籍にもどるか、自分で新しい戸籍をつくるか、該当する口に✓してください。  
 《下段》その方の、もとの本籍と筆頭者、または新しい本籍と筆頭者（氏が変わったご本人）を記入してください。  
 ・婚姻の際の氏をそのまま称したい場合は、上段下段とも記入は不要です。その場合「離婚の際に称していた氏を称する届」が別に必要です（離婚の日から3ヶ月以内に届出してください）。

未成年の子がいる場合は、次の□にあてはまるものにしるしをつけてください。

(面会交流)  
取決めをしている。  
まだ決めていない。

(養育費の分担)  
取決めをしている。  
まだ決めていない。

未成年の子がいる場合に父母が離婚をするときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

届出連絡のとれる電話番号を必ず記入してください。